

「職業倫理に関する解釈指針」の改正について

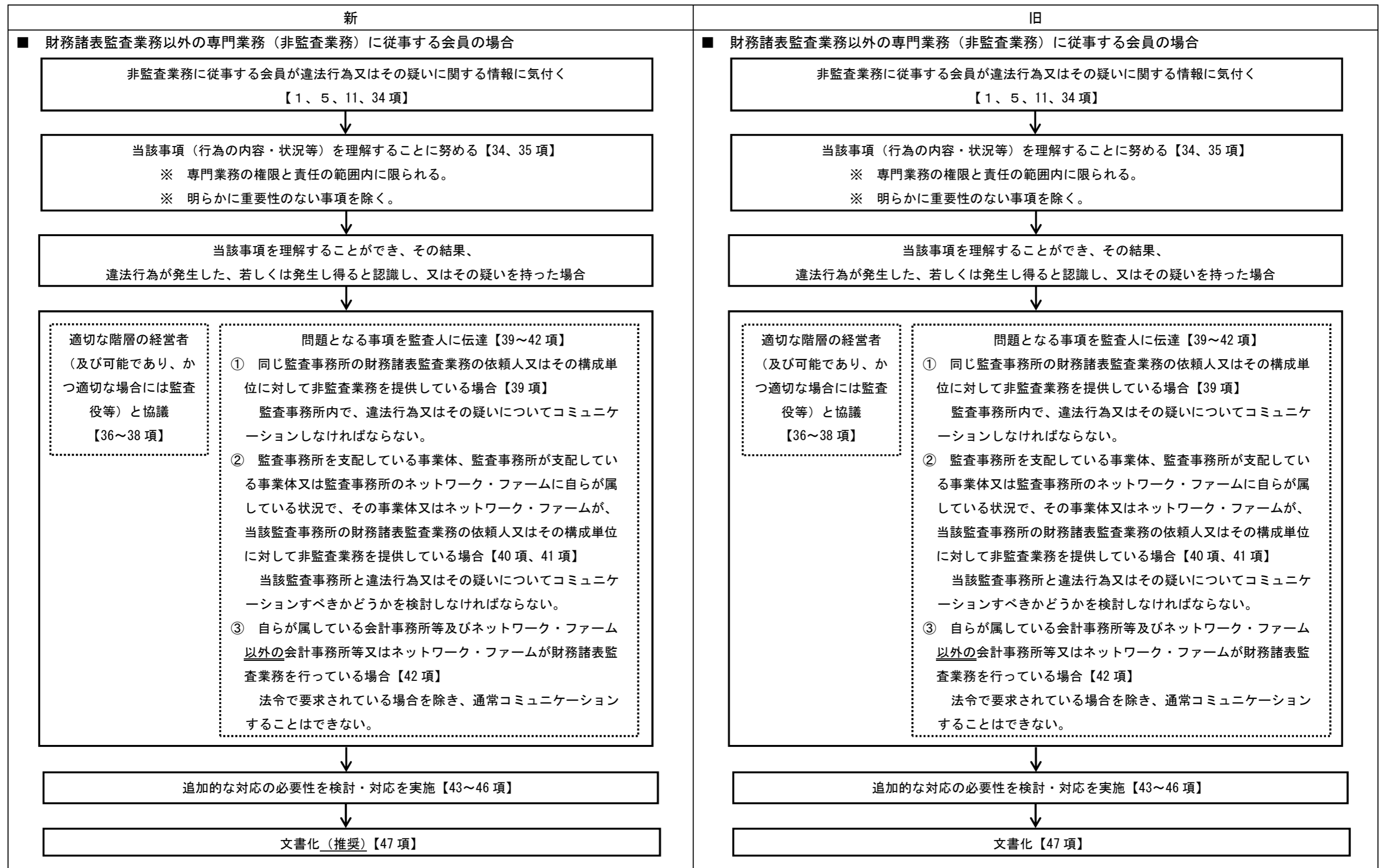
2019年3月19日
日本公認会計士協会

新	旧
<p style="text-align: center;">職業倫理に関する解釈指針</p> <p style="text-align: right;">平成22年12月14日 改正 平成24年11月6日 改正 平成27年3月18日 改正 平成30年4月27日 <u>最終改正 2019年3月19日</u> 日本公認会計士協会</p>	<p style="text-align: center;">職業倫理に関する解釈指針</p> <p style="text-align: right;">平成22年12月14日 改正 平成24年11月6日 改正 平成27年3月18日 <u>最終改正 平成30年4月27日</u> 日本公認会計士協会</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q34 企業等所属の会員における違法行為又はその疑いへの対応</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q21 訂正報告書の監査証明業務に係るローテーション</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q21-1</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(例) ×2年3月期の監査業務実施期間において×1年3月期以前の財務諸表の訂正報告書の監査業務を実施する場合は、×2年3月期の関与とみなされる。</p> <p>Q21-2</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(例) ×2年3月期において×1年3月期の財務諸表の訂正報告書の監査業務を実施したとしても、それは×1年3月期における関与とみなされることとなる。</p> <p>Q21-3</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. ローテーション制度の趣旨</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q21 訂正報告書の監査証明業務に係るローテーション</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q21-1</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(例) <u>平成</u>×2年3月期の監査業務実施期間において<u>平成</u>×1年3月期以前の財務諸表の訂正報告書の監査業務を実施する場合は、<u>平成</u>×2年3月期の関与とみなされる。</p> <p>Q21-2</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(例) <u>平成</u>×2年3月期において<u>平成</u>×1年3月期の財務諸表の訂正報告書の監査業務を実施したとしても、それは<u>平成</u>×1年3月期における関与とみなされることとなる。</p> <p>Q21-3</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(解説)</p> <p>1. ローテーション制度の趣旨</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 訂正報告書の対象期間に係る例示 (例示1・2の前提)：×0年3月期から×4年3月期までの訂正報告書の監査業務を×5年3月期に実施する場合 (省 略)</p> <p>(例示1)：A社員は、×2年3月期から監査業務に関与している。 (省 略)</p> <p>×0年3月期と×1年3月期については、Q21-1の整理を踏まえると、A社員は新監査責任者等の取扱いとなり、訂正報告書の監査業務における関与期間の計算は、監査業務実施期間である×5年3月期の関与とみなされる。このため、×0年3月期と×1年3月期はインターバル期間に該当しないことを前提とすれば、それぞれの期の関与としての関与期間の計算には含まれない。</p> <p>×2年3月期から×4年3月期までについては、Q21-2の整理を踏まえると、A社員は前監査責任者の取扱いとなり、×2年3月期・×3年3月期・×4年3月期の関与とみなされることとなる。</p> <p>(例示2)：B社員（2会計期間のインターバル期間が適用される業務執行社員を前提とする。）は×2年3月期まで監査業務に関与しており、×3年3月期と×4年3月期がインターバル期間である。 (省 略)</p> <p>×3年3月期と×4年3月期については、Q21-1の整理を踏まえると、B社員は新監査責任者等と同様の取扱いとなり、訂正報告書の監査業務における関与期間の計算は、監査業務実施期間である×5年3月期の関与とみなされ、×5年3月期がインターバル期間に該当しない限りは、関与可能とも解される。</p> <p>しかし、この場合、B社員はインターバル期間である×3年3月期と×4年3月期について監査報告書の署名をするため、関与不可であるインターバル期間中にあたかも関与を継続しているかのような外観的独立性に対する疑念が生じる。</p> <p>このため、Q21-3の整理を踏まえると、B社員は訂正報告書の財務諸表対象期間にインターバル期間が含まれるため、×3年3月期と×4年3月期に係る訂正報告書の監査業務には関与すべきではない。</p> <p>3. その他留意事項 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2. 訂正報告書の対象期間に係る例示 (例示1・2の前提)：平成×0年3月期から平成×4年3月期までの訂正報告書の監査業務を平成×5年3月期に実施する場合 (省 略)</p> <p>(例示1)：A社員は、平成×2年3月期から監査業務に関与している。 (省 略)</p> <p>平成×0年3月期と平成×1年3月期については、Q21-1の整理を踏まえると、A社員は新監査責任者等の取扱いとなり、訂正報告書の監査業務における関与期間の計算は、監査業務実施期間である平成×5年3月期の関与とみなされる。このため、平成×0年3月期と平成×1年3月期はインターバル期間に該当しないことを前提とすれば、それぞれの期の関与としての関与期間の計算には含まれない。</p> <p>平成×2年3月期から平成×4年3月期までについては、Q21-2の整理を踏まえると、A社員は前監査責任者の取扱いとなり、平成×2年3月期・平成×3年3月期・平成×4年3月期の関与とみなされることとなる。</p> <p>(例示2)：B社員（2会計期間のインターバル期間が適用される業務執行社員を前提とする。）は平成×2年3月期まで監査業務に関与しており、平成×3年3月期と平成×4年3月期がインターバル期間である。 (省 略)</p> <p>平成×3年3月期と平成×4年3月期については、Q21-1の整理を踏まえると、B社員は新監査責任者等と同様の取扱いとなり、訂正報告書の監査業務における関与期間の計算は、監査業務実施期間である平成×5年3月期の関与とみなされ、平成×5年3月期がインターバル期間に該当しない限りは、関与可能とも解される。</p> <p>しかし、この場合、B社員はインターバル期間である平成×3年3月期と平成×4年3月期について監査報告書の署名をするため、関与不可であるインターバル期間中にあたかも関与を継続しているかのような外観的独立性に対する疑念が生じる。</p> <p>このため、Q21-3の整理を踏まえると、B社員は訂正報告書の財務諸表対象期間にインターバル期間が含まれるため、平成×3年3月期と平成×4年3月期に係る訂正報告書の監査業務には関与すべきではない。</p> <p>3. その他留意事項 (省 略)</p>

新	旧
<p>Q31 違法行為対応指針の対象者及び対象業務</p> <p>Q31-1 違法行為対応指針第1部において、会計事務所等所属の会員が、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応が定められました。財務諸表監査業務を行う会員と財務諸表監査業務以外の専門業務（以下「非監査業務」という。）を行う会員とで、適用される規定が異なるようですが、なぜ異なるのでしょうか。</p> <p>Q31-2 違法行為対応指針第1部は会計事務所等所属の会員に対する規定を対象にしているということですが、第1部第1項において、「会計事務所等所属の会員には、会計事務所等が含まれる（倫理規則注解8）。会計事務所等は、所属する専門要員に対して第1部を遵守させる必要がある。」と記載されています。違法行為対応指針第1部は、個人会員だけが対象ではないのでしょうか。また、会計事務所等は何をしなければならないのでしょうか。</p> <p>Q31-3 違法行為対応指針第1部に基づく対応は、大会社等に対する専門業務のみが対象になるのでしょうか。</p>	<p>Q31 違法行為対応指針の対象者及び対象業務</p> <p>Q31-1 違法行為対応指針において、会計事務所等所属の会員が、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応が定められました。財務諸表監査業務を行う会員と財務諸表監査業務以外の専門業務（以下「非監査業務」という。）を行う会員とで、適用される規定が異なるようですが、なぜ異なるのでしょうか。</p> <p>Q31-2 違法行為対応指針は会計事務所等所属の会員に対する規定を対象にしているということですが、同指針第1項において、「会計事務所等所属の会員には、会計事務所等が含まれる（倫理規則注解8）。会計事務所等は、所属する専門要員に対して本指針を遵守させる必要がある。」と記載されています。違法行為対応指針は、個人会員だけが対象ではないのでしょうか。また、会計事務所等は何をしなければならないのでしょうか。</p> <p>Q31-3 違法行為対応指針に基づく対応は、大会社等に対する専門業務のみが対象になるのでしょうか。</p>
<p>Q31-1</p> <p>A 財務諸表監査業務と非監査業務とでは、その業務の性質及び契約内容により権限（情報収集等）と責任が異なることから、違法行為対応指針第1部では、それぞれに応じて違法行為への対応に関する要求事項が規定されている。例えば、財務諸表監査業務を行う会員は、違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合、当該事項を理解しなければならないが、非監査業務を行う会員に対する規定は、当該事項を理解することに努めるとの努力義務となっている。</p> <p>これに加え、非監査業務においては、依頼人、業務の内容、状況等により、その権限及び責任がそれぞれの業務により異なることとなる。</p> <p>Q31-2</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q31-3</p> <p>A 違法行為対応指針第1部に基づく対応は、大会社等だけではなく、全ての事業体に対する専門業務の実施において気付いた違法行為又はその疑いが対象となる。</p> <p>(解説)</p> <p>1. Q31-1について</p> <p>違法行為対応指針第1部は、会計事務所等所属の会員が、専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合に対応を行うことを求めている。これは、違法行為を発見することを目的とするものではなく、違法行為又はその疑いに気付いた場合に、会員が依頼人の経営者及び必要に応じて監査役等と違法行為又はその疑いについて協議を行うことなどにより、経営者又は監査役等が、違法行為又はその疑いを阻止若しくは是正し、又はそれらの影響を軽減したり、違法行為を</p>	<p>Q31-1</p> <p>A 財務諸表監査業務と非監査業務とでは、その業務の性質及び契約内容により権限（情報収集等）と責任が異なることから、違法行為対応指針では、それぞれに応じて違法行為への対応に関する要求事項が規定されている。例えば、財務諸表監査業務を行う会員は、違法行為又はその疑いに関する情報に気付いた場合、当該事項を理解しなければならないが、非監査業務を行う会員に対する規定は、当該事項を理解することに努めるとの努力義務となっている。</p> <p>これに加え、非監査業務においては、依頼人、業務の内容、状況等により、その権限及び責任がそれぞれの業務により異なることとなる。</p> <p>Q31-2</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q31-3</p> <p>A 違法行為対応指針に基づく対応は、大会社等だけではなく、全ての事業体に対する専門業務の実施において気付いた違法行為又はその疑いが対象となる。</p> <p>(解説)</p> <p>1. Q31-1について</p> <p>違法行為対応指針は、会計事務所等所属の会員が、専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合に対応を行うことを求めている。これは、違法行為を発見することを目的とするものではなく、違法行為又はその疑いに気付いた場合に、会員が依頼人の経営者及び必要に応じて監査役等と違法行為又はその疑いについて協議を行うことなどにより、経営者又は監査役等が、違法行為又はその疑いを阻止若しくは是正し、又はそれらの影響を軽減したり、違法行為を未然に</p>

新	旧
<p>未然に防ぐことに資するものである。</p> <p>会計事務所等所属の会員が専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応フローは、財務諸表監査業務を行う会員と非監査業務を行う会員のそれぞれにおいて、おおむね以下のとおりである（フロー図内の項番号は、違法行為対応指針第1部における項番号を示している。）。</p> <p>■ 財務諸表監査業務に従事する会員の場合 (省略)</p>	<p>防ぐことに資するものである。</p> <p>会計事務所等所属の会員が専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応フローは、財務諸表監査業務を行う会員と非監査業務を行う会員のそれぞれにおいて、おおむね以下のとおりである（フロー図内の項番号は、違法行為対応指針における項番号を示している。）。</p> <p>■ 財務諸表監査業務に従事する会員の場合 (省略)</p>



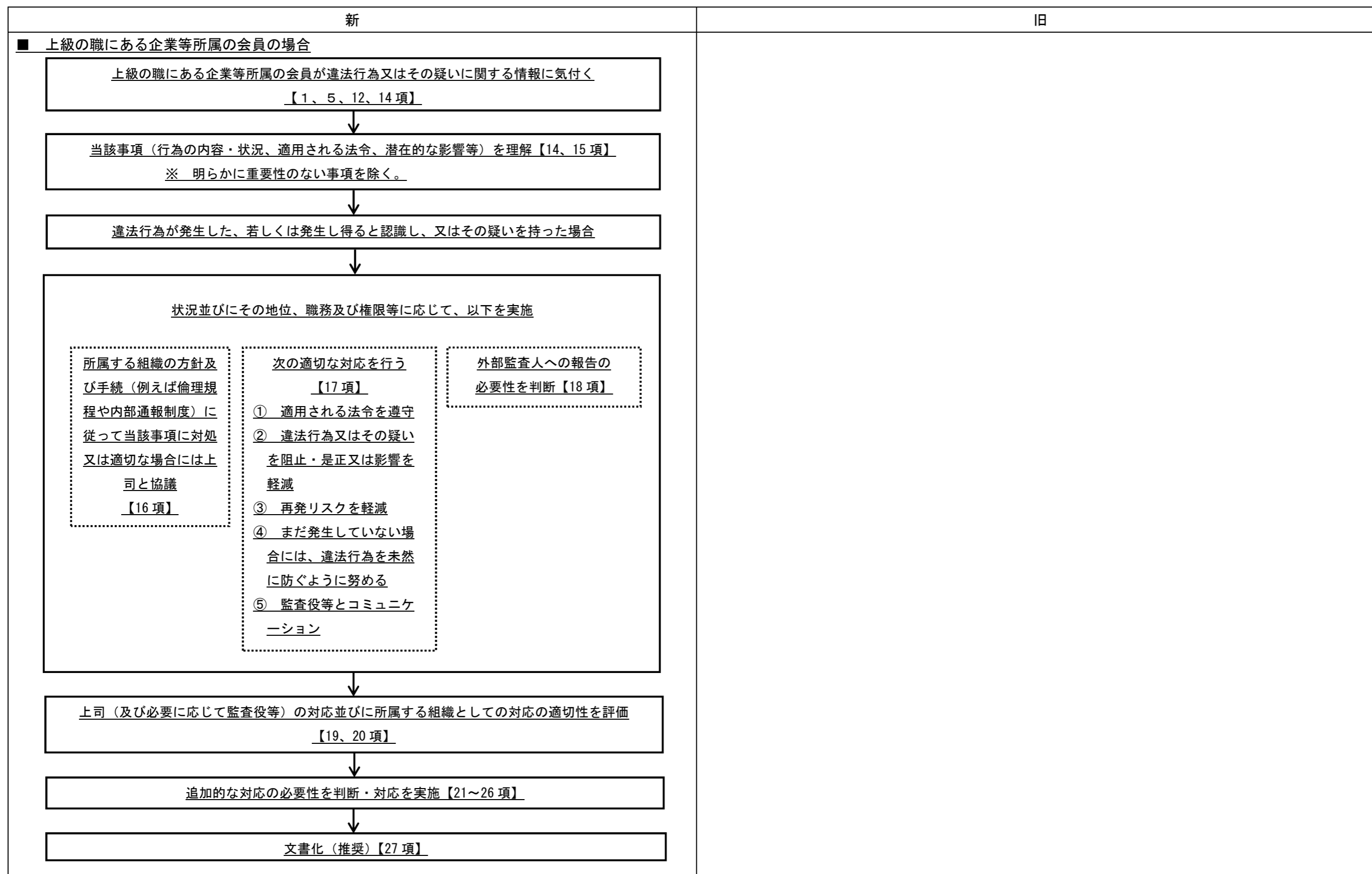
新	旧
<p>2. Q31-2について</p> <p>違法行為対応指針第1部は、会計事務所等所属の会員を対象としているが、会計事務所等所属の会員には、会計事務所等が含まれるため（倫理規則注解8参照）、個人会員だけでなく、会計事務所等にも倫理規則の遵守が求められている。会計事務所等は、会員のみならず、会員以外の者であっても、専門業務を実施する専門要員に対しては本指針第1部を遵守させる必要がある。ただし、専門要員に該当しない事務職員については、<u>本指針第1部</u>の対象にならない。</p> <p>さらに、監査法人及び個人事務所には、会計事務所等及び専門要員が倫理規則を遵守することを確保するための監督責任が課されている。</p> <p>なお、専門要員とは、会計事務所等に所属する社員等及び専門職員全体的ことをいい、会計事務所等が雇用する専門家（会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人）が含まれる。</p> <p>3. Q31-3について</p> <p>違法行為対応指針第1部は、全ての事業体に対する専門業務が対象となる。株式会社のみならず、学校法人、ファンド、社会福祉法人等、あらゆる事業体に対する専門業務が対象となる。</p> <p>Q32 違法行為対応指針の対象となる違法行為又はその疑い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q32-1 違法行為対応指針第1部において、違法行為又はその疑いの対象となる法令が第6項で例示されていますが、常に全ての法令を検討する必要があるのでしょうか。</p> <p>Q32-2 違法行為対応指針第1部第9項では、依頼人から依頼を受けたデューデリジェンス業務において、買収検討先である第三者の事業体について気付いた違法行為又はその疑いについては指針の対象外とされていますが、依頼人の指示の下で業務を行う派遣社員や代理人等によって行われた違法行為又はその疑いについては指針の対象になるのでしょうか。</p> </div> <p>Q32-1</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q32-2</p> <p>A 依頼人の指示の下で業務を行う派遣社員や代理人等によって行われた違法行為は、違法行為対応指針第1部の対象になる。</p> <p>(解説)</p> <p>1. Q32-1について</p> <p>違法行為対応指針第1部第6項に、違法行為又はその疑いの対象となる法令の例示が列挙されているが、法令には、事業体が行う事業や性質等に関わりなく多くの事業体に該当する法令と、特定の事業体に該当する法令が含まれているため、第6項の例示が全ての事業体に当てはまるとは限ら</p>	<p>2. Q31-2について</p> <p>違法行為対応指針は、会計事務所等所属の会員を対象としているが、会計事務所等所属の会員には、会計事務所等が含まれるため（倫理規則注解8参照）、個人会員だけでなく、会計事務所等にも倫理規則の遵守が求められている。会計事務所等は、会員のみならず、会員以外の者であっても、専門業務を実施する専門要員に対しては本指針を遵守させる必要がある。ただし、専門要員に該当しない事務職員については、<u>当該指針</u>の対象にならない。</p> <p>さらに、監査法人及び個人事務所には、会計事務所等及び専門要員が倫理規則を遵守することを確保するための監督責任が課されている。</p> <p>なお、専門要員とは、会計事務所等に所属する社員等及び専門職員全体的ことをいい、会計事務所等が雇用する専門家（会計又は監査以外の分野において専門知識を有する個人）が含まれる。</p> <p>3. Q31-3について</p> <p>違法行為対応指針は、全ての事業体に対する専門業務が対象となる。株式会社のみならず、学校法人、ファンド、社会福祉法人等、あらゆる事業体に対する専門業務が対象となる。</p> <p>Q32 違法行為対応指針の対象となる違法行為又はその疑い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q32-1 違法行為対応指針において、違法行為又はその疑いの対象となる法令が第6項で例示されていますが、常に全ての法令を検討する必要があるのでしょうか。</p> <p>Q32-2 違法行為対応指針第9項では、依頼人から依頼を受けたデューデリジェンス業務において、買収検討先である第三者の事業体について気付いた違法行為又はその疑いについては指針の対象外とされていますが、依頼人の指示の下で業務を行う派遣社員や代理人等によって行われた違法行為又はその疑いについては指針の対象になるのでしょうか。</p> </div> <p>Q32-1</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>Q32-2</p> <p>A 依頼人の指示の下で業務を行う派遣社員や代理人等によって行われた違法行為は、違法行為対応指針の対象になる。</p> <p>(解説)</p> <p>1. Q32-1について</p> <p>違法行為対応指針第6項に、違法行為又はその疑いの対象となる法令の例示が列挙されているが、法令には、事業体が行う事業や性質等に関わりなく多くの事業体に該当する法令と、特定の事業体に該当する法令が含まれているため、第6項の例示が全ての事業体に当てはまるとは限らな</p>

新	旧
<p>ない。</p> <p>多くの場合、例えば不正、汚職、贈収賄に係る法令については、全ての事業体に共通する法令と考えられるが、その他の法令の例示は、事業体が営む事業内容等により関連性の程度は様々である。例えば、環境関連の法令は資源関連の事業を営む事業体、自己資本比率規制やマネー・ローンダリングについては金融機関等、排ガス規制は自動車メーカーに関連するものと考えられる。そのほか、各業種によって関連する業法（鉄道事業法、建設業法など）が存在することにも留意が必要である。</p> <p>なお、専門業務を提供する会員は、当該専門業務の実施のために必要とされる法令に関連する違法行為又はその疑いに対応することが求められている。違法行為対応指針第1部において会員に求められる法令の知識は、依頼人に対して専門業務を提供する上で必要な範囲の知識であり、その範囲を超える専門的な知識を有することまで求められていない。また、法律専門家に求められている水準の知識を有することまでは求められていない。</p> <p>2. Q32-2について</p> <p>違法行為対応指針第1部第2項では、対象となる違法行為について、「故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、依頼人、その経営者、監査役等、従業員等又は依頼人の指示の下で働く委託先業者等のその他の者によって行われる、法令違反となる行為」と定義されている。これは、依頼人やその経営者又は監査役等のほか、依頼人のために又はその指示の下で働くその他の者による違法行為を対象とするものであり、派遣社員や代理人等は、これに該当する。そのため、派遣社員や代理人等による違法行為については、違法行為対応指針第1部の対象となる。このように、違法行為を行った者と依頼人との間の関係が雇用関係である場合に限定されるものではない。</p> <p>Q33 違法行為又はその疑いに対して対応すべき事項</p> <div data-bbox="210 1371 1448 1598" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q33-1 違法行為対応指針第1部では、会計事務所等所属の会員に対して、違法行為又はその疑いを見つけるために、特別な手続を行うことが求められているのでしょうか。</p> <p>Q33-2 監査基準委員会報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」（以下「監基報 250」という。）においても、違法行為への対応に関する規定がありますが、違法行為対応指針第1部と当該報告書とは、どのような関係にあるのでしょうか。</p> </div> <p>Q33-1</p> <p>A 違法行為又はその疑いを見つけるために特別の手続を行う必要はない。</p> <p>違法行為対応指針第1部は、違法行為又はその疑いを積極的に見つけに行くことまでは求めておらず、専門業務の実施の過程において、違法行為又はその疑いに気付いた場合にのみ、指針に基づく対応が求められている。ただし、財務諸表監査業務に従事する会員は、監基報 250 に規定の監査手続の実施を行う必要があることに留意する。</p>	<p>い。</p> <p>多くの場合、例えば不正、汚職、贈収賄に係る法令については、全ての事業体に共通する法令と考えられるが、その他の法令の例示は、事業体が営む事業内容等により関連性の程度は様々である。例えば、環境関連の法令は資源関連の事業を営む事業体、自己資本比率規制やマネー・ローンダリングについては金融機関等、排ガス規制は自動車メーカーに関連するものと考えられる。そのほか、各業種によって関連する業法（鉄道事業法、建設業法など）が存在することにも留意が必要である。</p> <p>なお、専門業務を提供する会員は、当該専門業務の実施のために必要とされる法令に関連する違法行為又はその疑いに対応することが求められている。違法行為対応指針において会員に求められる法令の知識は、依頼人に対して専門業務を提供する上で必要な範囲の知識であり、その範囲を超える専門的な知識を有することまで求められていない。また、法律専門家に求められている水準の知識を有することまでは求められていない。</p> <p>2. Q32-2について</p> <p>違法行為対応指針第2項では、対象となる違法行為について、「故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、依頼人、その経営者、監査役等、従業員等又は依頼人の指示の下で働く委託先業者等のその他の者によって行われる、法令違反となる行為」と定義されている。これは、依頼人やその経営者又は監査役等のほか、依頼人のために又はその指示の下で働くその他の者による違法行為を対象とするものであり、派遣社員や代理人等は、これに該当する。そのため、派遣社員や代理人等による違法行為については、違法行為対応指針の対象となる。このように、違法行為を行った者と依頼人との間の関係が雇用関係である場合に限定されるものではない。</p> <p>Q33 違法行為又はその疑いに対して対応すべき事項</p> <div data-bbox="1489 1371 2727 1598" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>Q33-1 違法行為対応指針では、会計事務所等所属の会員に対して、違法行為又はその疑いを見つけるために、特別な手続を行うことが求められているのでしょうか。</p> <p>Q33-2 監査基準委員会報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」（以下「監基報 250」という。）においても、違法行為への対応に関する規定がありますが、違法行為対応指針と当該報告書とは、どのような関係にあるのでしょうか。</p> </div> <p>Q33-1</p> <p>A 違法行為又はその疑いを見つけるために特別の手続を行う必要はない。</p> <p>違法行為対応指針は、違法行為又はその疑いを積極的に見つけに行くことまでは求めておらず、専門業務の実施の過程において、違法行為又はその疑いに気付いた場合にのみ、指針に基づく対応が求められている。ただし、財務諸表監査業務に従事する会員は、監基報 250 に規定の監査手続の実施を行う必要があることに留意する。</p>

新	旧
<p>Q33-2</p> <p>A 違法行為対応指針第1部は、監基報 250 に対して修正したり、解釈を示したり、追加の監査手続を要求するものではないが、倫理規則における行動規範の観点から、監基報 250 において規定されていない会員の責任を明示し、違法行為又はその疑いに気付いた場合に会員がどのように対処すべきかを規定している。監基報 250 を遵守しただけでは、違法行為対応指針第1部における監査人の義務を果たしたことに伴うことに留意が必要である。</p> <p>(解説)</p> <p>1. Q33-1について</p> <p>違法行為対応指針第1部は、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応について規定しているものである。したがって、違法行為又はその疑いを積極的に見つけに行くことまでは求めていない。違法行為又はその疑いに気付く状況としては、自らが専門業務を実施する過程で気付く場合が該当するが(違法行為対応指針第1部第12項及び第34項参照)、財務諸表監査業務の場合には、他の会員又は依頼人の従業員等の他者から情報がもたらされる場合も含まれる(同第1部第12項参照)。</p> <p>非監査業務に従事する会員においては、提供する専門業務に直接関連した違法行為又はその疑いでない限りは、気付くことはまれであると考えられる。</p> <p>なお、会員には、専門業務の実施のために要求される水準以上の法令に関する知識を有することまでは求められていないが(同第1部第13項及び第35項参照)、当該専門的な知識の範囲内ではない違法行為又は疑いであったとしても、それに気付いた場合は、違法行為対応指針第1部に基づいて対処することが求められる。</p> <p>2. Q33-2について</p> <p>監基報 250 では、違法行為又はその疑いに対する監査手続が規定されているが、当該違法行為又はその疑いが財務諸表に重要な影響を与えるかどうかという点に着目している。一方で、違法行為対応指針第1部は、公共の利益に対してより広範囲に影響をもたらすかどうか(利害関係者に対して潜在的に重大な損害をもたらすかどうか)について会員が考慮することにも着目している(違法行為対応指針第1部第7項参照)。したがって、違法行為対応指針第1部では、監査人に対して、監基報 250 よりも広い観点での検討が求められている。</p> <p>なお、監基法 250 においては、識別された違法行為又はその疑いがなかったとしても実施すべき監査手続が定められている。</p>	<p>Q33-2</p> <p>A 違法行為対応指針は、監基報 250 に対して修正したり、解釈を示したり、追加の監査手続を要求するものではないが、倫理規則における行動規範の観点から、監基報 250 において規定されていない会員の責任を明示し、違法行為又はその疑いに気付いた場合に会員がどのように対処すべきかを規定している。監基報 250 を遵守しただけでは、違法行為対応指針における監査人の義務を果たしたことに伴うことに留意が必要である。</p> <p>(解説)</p> <p>1. Q33-1について</p> <p>違法行為対応指針は、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応について規定しているものである。したがって、違法行為又はその疑いを積極的に見つけに行くことまでは求めていない。違法行為又はその疑いに気付く状況としては、自らが専門業務を実施する過程で気付く場合が該当するが(違法行為対応指針第12項及び第34項参照)、財務諸表監査業務の場合には、他の会員又は依頼人の従業員等の他者から情報がもたらされる場合も含まれる(同第12項参照)。</p> <p>非監査業務に従事する会員においては、提供する専門業務に直接関連した違法行為又はその疑いでない限りは、気付くことは稀であると考えられる。</p> <p>なお、会員には、専門業務の実施のために要求される水準以上の法令に関する知識を有することまでは求められていないが(同第13項及び第35項参照)、当該専門的な知識の範囲内ではない違法行為又は疑いであったとしても、それに気付いた場合は、違法行為対応指針に基づいて対処することが求められる。</p> <p>2. Q33-2について</p> <p>監基報 250 では、違法行為又はその疑いに対する監査手続が規定されているが、当該違法行為又はその疑いが財務諸表に重要な影響を与えるかどうかという点に着目している。一方で、違法行為対応指針は、公共の利益に対してより広範囲に影響をもたらすかどうか(利害関係者に対して潜在的に重大な損害をもたらすかどうか)について会員が考慮することにも着目している(違法行為対応指針第7項参照)。したがって、違法行為対応指針では、監査人に対して、監基報 250 よりも広い観点での検討が求められている。</p> <p>なお、監基法 250 においては、識別された違法行為又はその疑いがなかったとしても実施すべき監査手続が定められている。</p>
<p>Q34 企業等所属の会員における違法行為又はその疑いへの対応</p>	<p>(新 設)</p>
<p>Q34-1 違法行為対応指針第2部において、企業等所属の会員が、違法行為又はその疑いに気付</p>	

新	旧
<p>いた場合の対応が定められました。なぜ会計事務所等所属の会員だけではなく、企業等所属の会員に対しても違法行為への対応が求められるのでしょうか。</p> <p>Q34-2 違法行為対応指針第2部において、上級の職にある企業等所属の会員は、それ以外の会員に比して、より一層の対応が求められています。上級の職にある企業等所属の会員とは、どのような立場の会員が該当するのでしょうか。</p> <p>Q34-3 違法行為対応指針第2部では、取締役又は監査役等の会社法上の役員の立場にある企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに対応する場合、会社法に基づく対応との関係はどのようなようになるのでしょうか。</p> <p>Q34-4 上級の職以外の企業等所属の会員は、多くの場合、雇用契約等に基づく雇用主の指示に従い職務に従事しており、権限が限定的ですが、違法行為対応指針第2部では、当該会員に対しても違法行為への対応が求められるのでしょうか。</p>	
<p>Q34-1</p> <p>A 違法行為対応指針第2部は、企業等所属の会員が、所属する組織において発生した違法行為又はその疑いに対して見て見ぬふりをするのではなく、所属する組織による適切な行動を促すように対応することを求めている。これにより、違法行為から生ずる損害から利害関係者や社会一般を保護するとともに、公認会計士の専門性を踏まえ、企業等所属の会員が、財務報告のサプライチェーンにおいて一定の役割を果たすことで、公共の利益に資することが期待されるため、企業等所属の会員に対する規定が定められた。</p> <p>Q34-2</p> <p>A 上級の職にある企業等所属の会員とは、取締役、監査役等及び経営に関して重要な影響力を有する職位にある企業等所属の会員のことをいい、我が国においては、法的に重要な権限が付与されている取締役、監査役、執行役、会計参与、理事、監事等が、上級の職に当たる。また、これらの地位に準ずる意思決定権限や重要な業務執行に関する権限を有する執行役員等も、上級の職に当たると考えられる。</p> <p>Q34-3</p> <p>A 違法行為対応指針第2部の要求事項は、法令遵守を前提とするものである。したがって、会社法上の役員の立場にある会員は、会社法の規定に従うとともに、その地位、職務、権限等に応じて、本指針に従い行動することが求められている。</p> <p>Q34-4</p> <p>A 上級の職以外の企業等所属の会員は、上級の職にある企業等所属の会員と比べ、所属する組織における権限や影響力は小さく、意思決定可能な範囲は狭いものの、公認会計士に対する社会からの期待に応えるため、違法行為への対応が求められている。ただし、上級の職以外の企業等所属の会</p>	

新	旧
<p><u>員に求められる違法行為への対応は、上級の職にある企業等所属の会員と比べて軽減されている。</u></p> <p><u>(解説)</u></p> <p><u>1. Q34-1について</u></p> <p><u>IESBA は、2016 年 7 月に倫理規程を改正し、違法行為への対応に関する規定を新設した。当該規定は、監査人だけでなく、企業等所属の職業会計士を含む全ての職業会計士を対象としており、職業会計士が、専門業務を実施する際に違法行為又はその疑いに気付いた場合に、公共の利益のためにとるべき行動について指針を示すものである。</u></p> <p><u>事業活動が法令に従って行われることを確保することは、企業等の経営者の責任である。また、これを監視する責任を負うガバナンスを担う者による活動の重要性は、ますます高まってきている。さらに、財務諸表に重要な影響を及ぼし得る罰金、訴訟又はその他の悪影響をもたらす可能性のある違法行為は、財務報告の適正性に悪影響を与えるのみならず、企業等を取り巻く利害関係者や社会一般に対し潜在的に重大な損害をもたらし得るという点で、公共の利益に対してより広範囲に影響する可能性がある。</u></p> <p><u>このため、会計事務所等所属の会員だけでなく、企業等の事業活動に主体的に関わる企業等所属の会員に対しても違法行為への対応を求めることで、職業的専門家としての倫理的行動を高め、これにより、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性の確保の一環として、違法行為から生ずる損害から利害関係者や社会一般の保護を図るものである。また、このことが、職業的専門家としての役割と価値を高め、社会からの期待にも応え得るものと考えられる。</u></p> <p><u>ただし、違法行為対応指針第 2 部は、企業等所属の会員に対して、所属する組織における違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応を要求するものであり、これらを積極的に見つけることを要求するものではない（違法行為対応指針第 2 部第 1 項参照）。また、所属する組織の中でその役割を果たすために要求される水準以上の法令に関する理解を有することも求められていない（同第 2 部第 15 項及び第 29 項参照）。企業等所属の会員は、所属する組織において様々な分野で業務を遂行しており、職業的専門家としての業務の領域又はそれに近い職務の場合においては、会員が違法行為又はその疑いに気付くことが期待されるが、専門領域から離れるほど気付く可能性は低くなると考えられる。</u></p> <p><u>企業等所属の会員が専門業務を実施する過程で違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応フローは、上級の職にある企業等所属の会員と上級の職以外の企業等所属の会員のそれぞれにおいて、おおむね以下のとおりである（フロー図内の項番号は、違法行為対応指針第 2 部における項番号を示している。）。</u></p>	



新	旧
<p>■ <u>上級の職以外の企業等所属の会員の場合</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">上級の職以外の企業等所属の会員が違法行為又はその疑いに関する情報に気付く 【1、5、12、28項】</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">当該事項（行為の内容・状況等）を理解することに努める【28、29項】</p> <p style="text-align: center;">※ <u>専門業務の権限と責任の範囲内に限られる。</u></p> <p style="text-align: center;">※ <u>明らかに重要性のない事項を除く。</u></p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">当該事項を理解することができ、その結果、 違法行為が発生した、若しくは発生し得ると認識し、又はその疑いを持った場合</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">所属する組織の方針及び手続（例えば倫理規程や内部通報制度）に従って当該事項に対処 又は適切な場合には上司に報告【30項】</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">文書化（推奨）【31項】</p> </div> <p>2. <u>Q34-2について</u></p> <p><u>上級の職にある企業等所属の会員とは、取締役、監査役等並びに人的、財務的、技術的、物的及び無形の経営資源の取得及び配分並びに経営資源に対する支配に関して重要な影響力を行使し決定できる職位にある企業等所属の会員のことをいう（違法行為対応指針第2部第13項参照）。我が国の会社法に基づき設置し得る地位とその地位に付与される権限に鑑みると、少なくとも取締役、監査役、執行役及び会計参与については、上級の職に当たる。また、他の法令等で、所属する組織内において取締役、監査役等に準ずる権限が付与されている場合（例えば理事や監事等）も同様である。加えて、所属する組織内において、これらの地位に準ずる意思決定権限や重要な業務執行に関する権限を有する執行役員等も、上級の職に当たると考えられる。</u></p> <p><u>なお、このような上級の職にある企業等所属の会員は、所属する組織において、それ以外の会員より大きな権限を持つ地位にあり、組織の方針、意思決定及び当該組織に所属する他者等の行動に対してより影響を及ぼすことができると考えられ、法令遵守を含む倫理的行動を重視する文化を所属する組織内で奨励し、浸透させることが期待されている点にも留意が必要である（倫理規則注解24第4項参照）。</u></p> <p>3. <u>Q34-3について</u></p> <p><u>違法行為対応指針第2部は、上級の職にある企業等所属の会員に対して、違法行為又はその疑い</u></p>	

新	旧
<p>に関する情報に気付いた場合、所属する組織における上司又は経営者及び適切な場合には監査役等への報告や、違法行為の阻止、是正、再発防止等のために適切な対応を行うことを求めている（違法行為対応指針第2部第4項、第16項及び第17項参照）。このような要求事項は、法令遵守を前提とするものである（同第2部第3項参照）。したがって、会社法上の役員の立場にある会員は、会社法の規定に従うとともに、その地位、職務、権限等に応じて、違法行為対応指針第2部に従い行動することが求められている。</p> <p>例1：取締役は、所属する組織に対して善管注意義務を負い（会社法第330条）、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない（会社法第355条）。また、取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主（監査役設置会社にあつては監査役、監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会）に報告しなければならない（会社法第357条）。</p> <p>例2：監査役は、所属する組織に対して善管注意義務を負い（会社法第330条）、取締役の法令又は定款に違反する行為を識別した場合には、取締役（取締役会設置会社にあつては取締役会）へ遅滞なく報告する義務を負う（会社法第382条）とともに、会社に著しい損害が生じるおそれがある場合には、違法行為の差止請求権を有する（会社法第385条）。</p> <p>例3：会計参与も所属する組織に対して善管注意義務（会社法第330条）を負い、取締役の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、株主（監査役設置会社にあつては監査役、監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会）へ報告する義務を負い（会社法第375条）、企業統治に一定の責任を有する。</p> <p>4. Q34-4について</p> <p>上級の職にある企業等所属の会員と上級の職以外の企業等所属の会員とでは、所属する組織における権限、影響力及び意思決定の及ぶ範囲が異なることから、違法行為対応指針第2部では、それぞれに応じて違法行為への対応に関する要求事項が規定されている。</p> <p>上級の職以外の企業等所属の会員は、上級の職にある企業等所属の会員と比べ、所属する組織における権限や影響力は小さく、意思決定可能な範囲は狭い。そのため、上級の職以外の企業等所属の会員に対して求められる違法行為への対応は、上級の職にある企業等所属の会員と比べて軽減されている。具体的には、上級の職にある企業等所属の会員は、違法行為又はその疑いに気付いた場合、当該事項を理解しなければならないが、上級の職以外の企業等所属の会員に対する規定は、当該事項を理解することに努めるとの努力義務となっている。また、内部通報制度などの所属する組織の方針及び手続に従って対処するか、又は直属の上司若しくは直属の上司より上の階層の上司に報告することは求められているが、上級の職にある企業等所属の会員とは異なり、監査役等とのコ</p>	

新	旧
<p><u>コミュニケーションを行うことなどは求められておらず、上司（及び必要に応じて監査役等）の対応並びに所属する組織としての対応の適切性を評価することも求められていない。</u></p> <p>適用</p> <p>(省略)</p> <p><u>6. 「職業倫理に関する解釈指針」の改正について（2019年3月19日）は、「倫理規則」（2019年7月22日改正）の附則第1項及び「違法行為への対応に関する指針」（2019年3月20日改正）の附則と同様に適用する。</u></p> <p>以上</p>	<p>適用</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>以上</p>

以上